

埼玉県屋外広告業監督処分事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき、屋外広告業に係る検査、指導、勧告、監督処分及びその手続き・運用を定めるものである。

第2 検査

1 定期検査

条例第23条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けた者に対し、法令遵守を図るとともに、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的に、条例第25条の6の規定に基づく報告又は検査を定期的の実施し、必要に応じて条例第26条に基づく指導、助言及び勧告を行う。

(1) 検査方法の原則

定期検査は、条例第23条の規定による登録を受けた屋外広告業者（以下「登録業者」という。）を対象に定期検査実施通知書（様式第1号）で通知し、登録更新の際に、屋外広告業登録申請書とともに屋外広告業運営報告書（様式第2号）を添付して提出を求める方法（以下「文書検査」という。）により実施する。

ただし、文書検査の結果等に基づき、必要に応じて立入検査を実施する。

(2) 立入検査

ア 立入検査を実施する場合には、検査対象者に対して、立入検査実施通知書（様式第3号）により検査実施日の概ね一週間前までに検査を実施する旨を通知する。

イ 検査対象場所

立入検査は、営業所その他営業に関係のある場所において行う。

ウ 検査職員

立入検査は原則として二名以上の職員により実施するものとする。検査職員は身分を証する証明書を携行し、関係人の求めに応じて提示しなければならない。

エ 検査内容

立入検査は、屋外広告業者定期検査調書（様式第4号）に記載された検査項目について、関係人に質問を行い、又は埼玉県屋外広告物条例施行規則第20条に定められた帳簿等の提示を求めることにより実施する。

(3) 事後処理

ア 文書検査を実施し屋外広告業運営報告書を受理した場合には、内容を精査し、課長の決裁を受けなければならない。

イ 文書検査に対して報告がなかった場合には、催告を行い、さらに報告を提出しない場合は立入検査を実施する。

ウ 立入検査を実施した職員は、検査終了後速やかに定期検査調書を作成し課長の決裁を受けるものとする。

(4) 結果通知

検査対象者に対して定期検査結果通知書（様式第5号）を送付する。ただし、文書検査において是正を必要とする事項がないと認められた場合又は再検査を実施する場合には通知を要しない。

(5) 是正指導、再検査

検査の結果、是正の必要が疑われる事項があった場合には、必要があれば、「(2) 立入検査」により再検査を実施し、口頭又は文書により是正期限を定めて是正指導を実施する。

(6) 関係資料の提出等

屋外広告業者及び関係人に対する調査において、職員は質問又は関係資料の提出を求めることができる。しかし、調査対象者の意に反して物件、帳簿等を差し押さえることはできない。

2 随時検査

(1) 屋外広告業を営む者が次に該当する場合は、原則として随時検査を実施する。

ア 定期検査において、是正指導を行った場合

イ パトロール、違反広告物指導及び苦情等により検査が必要な場合

ウ 他の都道府県・市町村において行政処分を受けた場合

エ その他必要と認められる場合

(2) 随時検査は「1 定期検査 (2) 立入検査」の方法に準じて実施する。ただし、次により検査に支障があると認められる場合には事前通知しないことができる。

ア 帳簿等の改ざん又は廃棄処分の恐れがあるとき

イ 事故、苦情等により緊急に検査が必要であるとき

ウ その他、事前通知が検査実施の支障となると認められるとき

(3) 事後処理

ア 随時検査を実施した職員は、検査終了後速やかに検査報告書（定期検査調書に準じる）を作成し課長の決裁を受けるものとする。

イ 随時検査の結果、是正が必要と認められた場合には、必要に応じて市町村等関係機関と協議のうえ、田園都市づくり課長は是正指導の方針を定めるものとする。

第3 是正指導監督

1 無登録業者に対する指導監督

屋外広告業の登録を受けていない者（以下「無登録業者」という。）で、埼玉県内において屋外広告業を営んだ疑いがある者については、パトロール又は市町村、住民等からの通報により随時把握し、次により対応する。

(1) 検査

ア 広告物等の検査

無登録業者が表示した広告物又は設置した掲出物件について検査し、広告物の写真その他の必要な証拠を収集する。なお、広告物等の表示を宣伝、勧誘する行為も営業行為であり、この場合は、宣伝看板などを検査する。

イ 広告主の検査

広告物の表示内容から広告主を特定し、文書又は口頭で広告物の表示又は掲出物件の設置の経緯を聴取する。可能であれば、契約書の写しを徴する。

ウ 検査書の作成

検査結果は、営業行為1件ごとに整理して、無登録業者検査書(様式第6号)に記録する。

(2) 警告

ア 原則

(ア) 当初警告

無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書(様式第7号)を簡易書留又は特定記録郵便で送付する(以下、警告書を送付する場合において同じ)。ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、初回に限り、口頭で警告することができる。

(イ) 再警告

口頭で警告した日から1か月を経過しても、登録を受けず、又は登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、警告書を送付する。

警告文書を送付した日から2か月を経過しても、登録を受けず、又は登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、再度、警告書を送付し、その後も2か月を経過するごとに、警告書を送付する。

イ 違反広告物等の表示又は設置をした場合の特例

無登録業者が屋外広告物法及び条例の規定に違反する屋外広告物及び掲出物件(以下「違反広告物等」という。)の表示又は設置をし、引き続き管理をすることにより、屋外広告業を営んだ場合は、アの原則にかかわらず、次により警告する。

なお、無登録業者が違反広告物等の表示又は設置をして、広告主に引き渡し、かつ、その後の管理をしていない場合は、アの原則により警告することができる。

(ア) 当初警告

違反広告物等に関して、「埼玉県違反広告物の是正等指導要領」に基づき、若しくはこれを準用し、又は市町村において定める要領等により、設置者又は管理者に対して、文書で違反広告物等の是正を指導する際に、無登録業者に対して、口頭で又は違反広告物等の是正を指導する文書に付記することにより警告(以下「口頭・文書の警告」という。)することができる。

(イ) 再警告

口頭・文書での警告をした日から1か月(違反広告物等を是正せず、又は是正計画を提示しない場合は、口頭等での警告をした日から2週間)を経過しても、登録を受けず、又は登録の申請を行わず、引き続き屋外広告業を営んでいるときは、警告書を送付する。

この警告書を送付した日から2か月(この間に条例第17条第1項の是正措置命令を受け、当該命令に従わない場合は、当該命令をした日から2週間)を経過しても、登録を受けず、又は登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、再度、警告書を送付し、その後も2か月を経過するごとに警告書を送付する。

2 登録業者に対する指導監督

屋外広告業の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)の条例違反行為については、定期検査、随時検査、パトロール又は市町村、住民等からの通報により随時把握し、次により対応する。

(1) 検査

条例違反の疑いのある行為をした登録業者に対して、適宜、口頭又は文書で照会するとともに、以下の検査を行う。

ア 広告物等の検査

広告物等の設置場所、登録業者の営業所等を調査し、必要な根拠を収集する。

イ 広告主の検査

広告主に対して、文書又は口頭で広告物の表示又は掲出物件の設置の経緯を聴取する。可能であれば、契約書の写しを徴する。

ウ 検査書の作成

検査結果は、条例違反行為ごとに整理し、違反検査書(様式第8号)に記録する。

(2) 是正指導

ア 原則

(ア) 当初指導

登録業者が条例違反行為(不正の手段により登録を受ける行為を除く。)をした場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、指導書(様式第9号)を簡易書留又は特定記録郵便で送付する(以下、指導書を送付する場合において同じ)。ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、初回に限り、口頭で指導し、違反点数を付さないことができる。

(イ) 再指導

口頭で指導した日から1か月を経過しても、当該条例違反行為(違反状態が継続するものに限る)を是正せず、又は是正計画を提示しない場合は、違反点数を付して、指導書を送付する。

指導書を送付した日から2か月を経過しても、当該違反行為(違反状態が継続するものに限る)を是正せず、又は是正計画を提示しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、指導書を送付し、その後も2か月を経過するごとに指導書を送付する。

イ 違反広告物の表示又は設置をした場合の特例

登録業者が違反広告物の表示又は設置をし、引き続き管理している場合は、アの原則にかかわらず、次により指導することができる。

なお、登録業者が違反広告物の表示又は設置をして、広告主に引き渡し、かつ、その後の管理をしていない場合は、アの原則により指導する。

(ア) 当初指導

違反広告物に関して、「埼玉県違反広告物の是正等指導要領」に基づき、若しくはこれを準用し、又は市町村において定める要領等により、設置者又は管理者に対して、文書で違反広告物の是正を指導する際に、登録業者に対して、口頭で又は違反広告物の是正を指導する文書に付記することにより指導(以下「口頭・文書での指導」という。)することができる。

(イ) 再指導

口頭・文書での指導をした日から2週間を経過しても、違反広告物を是正せず、又は是正計画を提示しない場合は、違反点数を付して、文書で指導する。この場合の違反点数は、屋外広告物又は掲出物件の個数に関らず違反広告物の是正を指導する文書に記載された同一内容の違反行為を1件として計算する。

違反広告物の是正に関して、条例第17条第1項の是正措置命令をした日から2週間を経過しても、当該命令に従わない場合は、当該命令違反に相当する違反点数を付して、指導書を送付する。ただし、当該命令に先行する違反行為については、重ねて違反点数を付さない。

命令違反に関して指導書を送付した日から2か月を経過しても、当該命令に従わない場合は、当該命令違反に相当する違反点数を付して、再度、指導書で指導し、その後も2か月を経過するごとに指導書を送付する。

ウ 条例違反行為を自ら県に上申した場合の特例

県が認知していない違反広告物の表示又は設置を自ら県に上申した場合は、当該違反広告物等に係る条例違反行為に対して違反点数を付さない。ただし、是正命令に違反する行為その他の違反行為については、この限りでない。

3 広告主に対する通報

無登録業者に警告書(様式第7号)で警告し、又は登録業者を指導書(様式第9号)で指導し、若しくは処分する場合で、当該警告又は指導若しくは処分に係る広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物又は掲出物件の表示又は設置を依頼した広告主に対して、その旨を記載した通報書(様式第10号)を簡易書留又は特定記録郵便で送付する。

第4 監督処分の手続き

監督処分の手続きは埼玉県行政手続条例(以下「手続条例」という。)の規定によるほか、次の規定による。

監督処分をしようとするときは、当事者(処分の対象となる者をいう。)に対し、手続条例第13条の規定による次の各号に定める意見陳述の手続きをとるものとする。

- ・登録の取消しを行うときは聴聞を行う。
- ・営業停止、過料の処分を行うときは弁明の機会を付与する。

1 聴聞

- (1) 聴聞を行うにあたっては聴聞期日の一週間前の日までに、当事者に対して聴聞通知書(様式第11号)をもって通知する。
- (2) 聴聞は、田園都市づくり課長を主宰者として指名する。ただし、田園都市づくり課長が主宰できないときは、田園都市づくり課長が指定する者を指名することができる。
- (3) 主宰者は、聴聞ごとに聴聞の経過を記載した聴聞調書及び当事者又は参加人の主張に対する意見を記載した聴聞報告書を作成する。なお、聴聞調書及び聴聞報告書の記載事項は埼玉県聴聞規則の規定による。
- (4) 当事者及び参加人は、(3)の聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧を求めることができる。

2 弁明の機会の付与

弁明の機会を付与するにあたっては弁明書の提出を求めるものとし、弁明書の提出期限の一週間前の日までに、当事者に対して、手続条例第28条の規定による事項を記載した弁明の機会の付与通知書(様式第12号)により通知する。

3 不服申立て

聴聞の手続きを経てなされた行政処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てはできない。ただし、聴聞の期日に出頭しなかった者

については、この限りでない。

第5 監督処分

「埼玉県屋外広告業監督処分基準」（以下「監督処分基準」という。）に従い、次により処分を行う。

なお、営業停止等の処分を受けた場合は、累積点数は5年を経過した時点まで消滅しない。

1 営業停止

- (1) 監督処分基準第2項の規定に従い、営業停止処分に該当する者に対しては、「第4 監督処分の手続き」に定める弁明の機会の付与の手続きを経たうえで、6月以内の期間を定め、その営業の全部又は一部の停止を通知（様式第13号）することにより命じることができる。
- (2) 営業の一部停止は、特定の地域、特定の営業所又は特定の工事目的物等を指定して行う。
- (3) 営業の停止は、請負契約及びこれに類する契約の締結、入札及び見積もり等これに付随する一切の行為を停止するものとし、停止命令書の到達以前に締結した請負契約等に係る工事及び管理業務については引き続き行うことができるものとする。
- (4) 営業停止命令を行うべき事由が複数ある場合、それぞれの事由に対応する停止期間を加算して停止期間とすることができる。
- (5) 停止期間は、情状等特に必要と認められる場合には短縮できるものとする。

2 登録取消

監督処分基準第2項の規定に従い、登録取消処分に該当する者に対しては、「第4 監督処分の手続き」に定める聴聞を実施したうえで、屋外広告業の登録の取消しを通知（様式第14号）することにより命じることができる。

第6 過料・告発

1 過料

- (1) 条例31条の2各号の違反行為（過料に相当するものに限る。）について、違反を繰り返し、是正指導を行っても是正の見込みがない場合は、原則として違反点数1点当たり1万円（5万円を限度）として計算した額の過料を科すことができる。

この場合、過料処分告知及び弁明の機会の付与通知書（様式第15号）により当該屋外広告業者に告知し、弁明の機会を付与した上で、過料処分を決定し、過料処分決定通知書（様式第16号）を通知する。

- (2) 過料の納期限は、通知の日から14日を経過する日とする。
- (3) 納期限までに納付がなかった場合は期限を指定して督促する。
- (4) (3)で督促した期限までに納付がなかった場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第231条の3第2項）。

2 告発

田園都市づくり課長は次のいずれかに該当し、条例違反が是正されない場合又は是正の見込みがないと認められる場合は所轄警察署と協議のうえ告発することができる。

なお、告発を行う場合においては、違反行為を共謀し、教唆し又は幫助した広告主その他の者も併せて告発するものとする。

- (1) 無登録業者が文書警告を3回以上受けた場合で、なお登録を行わない者。ただし、個別事案の情状により警告をせずに告発することを妨げるものではない。
- (2) 登録が取り消された者
- (3) 過去5年間に同一の事案に係る条例違反行為（過料に相当するものを除く。）について3回以上文書での指導を受けた者
- (4) 報告拒否、検査拒否、警告書の受領拒否等悪質と認められる者

第7 公表、通知

第5の1及び2に規定する監督処分及び第6に規定する告発を行ったときは、処分対象者、処分内容、処分理由等を次のとおり公表し、関係機関に通知する。

- 1 公表は、処分が確定した後に速やかに行う。
- 2 公表は、県政記者クラブへの情報提供、県ホームページへの掲載により行う。
- 3 国土交通省、関東甲信越地区協議会会員都县市及び埼玉県内の屋外広告物条例制定市町村に通知する。

第8 留意事項

本要領を運用するにあたり、次のことに留意し適正な運用を行うこと。

1 要領解釈

様式は、必要な事項について標準的に定めたものであり、必要に応じて修正するものとする。

2 市町村において定める違反広告物の是正指導要領等との関係

市町村において定める同要領等は、市町村の違反広告物に対する是正指導、措置に関する標準的な事務処理を定めたものであり、本要領は屋外広告業登録における違反行為を対象としているものである。

しかし、屋外広告業者が違反広告物を掲出した場合には、条例第25条の4第1項第4号により登録取消又は営業停止処分の要件に該当することになることから、市町村と連携しながら、屋外広告物に対する指導、措置とは別に屋外広告業者に対する指導、措置を行う。

なお、違反広告物を掲出し市町村が指導していることをもって屋外広告業登録を拒否することはできない。

4 警察協議

条例違反の事実を把握した場合には、必要に応じて検査、指導の段階から所轄警察署との連携を図るものとする。

5 その他

検査書、現場写真、聴取記録、発送記録等の関係書類は事案ごとに保管するものとする。

第9 施行期日

本要領は、平成27年4月1日から施行する。